

平成14年度  
私たちの暮らしと知的財産権制度

特許庁 技術調査課

知的財産支援室 大学等支援普及班

課長補佐 山田繁和

# 意匠制度の歴史と目的

# 意匠制度の歴史

**意匠に関する保護の法制度は、1711年フランスのリヨンの執政官が絹織物業界における図案の保護を目的として発した命令に始まるとされています。**

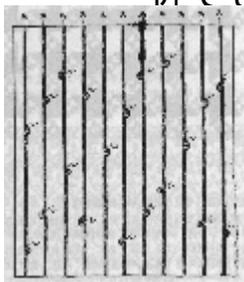
【イタリア】1580年、フィレンツェの織物組合の規則では、新規の意匠考案者には、2年間これを専用する権利を付与することとしていました。

【イギリス】1787年、意匠保護の条例を制定し、織物意匠に2か月間の専用権を付与することとしました。

【アメリカ】アメリカにおいて意匠の保護が始まったのは1842年でしたが、単独の意匠法ではなく、特許法の一部として規定されました。

【ドイツ】1876年、「意匠又は模型の考案に関する法律」が成立しました。

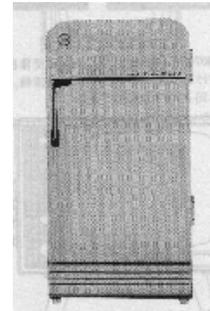
【日本】我が国における意匠の保護は、明治21年（1888年）の意匠条例に始まりました。意匠第1号は、明治22年（1889年）、栃木県足利市の須永由兵衛による織物縞の意匠でした。



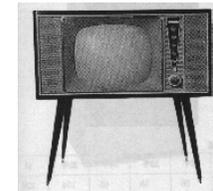
意匠登録第1号  
(明治22年)織物縞



意匠登録第101029号  
(昭和27年)洗濯機



意匠登録第135998号  
(昭和33年)冷蔵庫

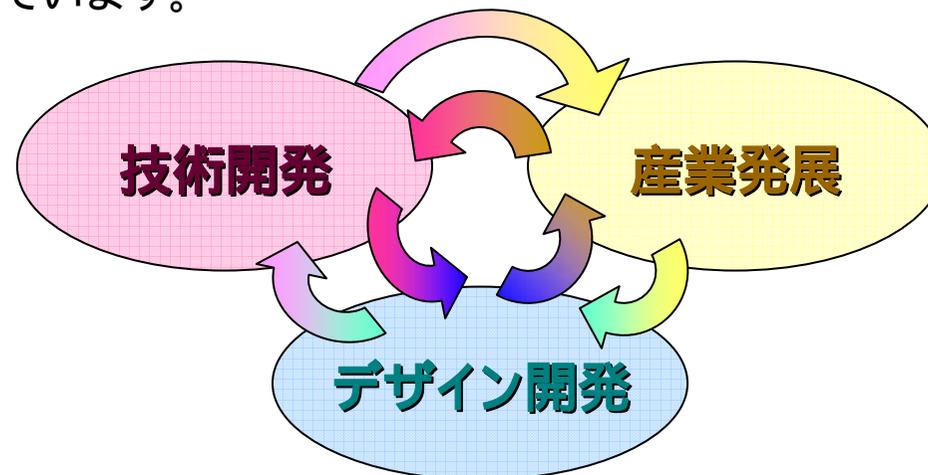


意匠登録第151146号  
(昭和34年)テレビ

# 意匠制度の目的

意匠制度は「**意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発展に寄与すること**」を目的としています。

- 1 . 作り安さ、使いやすさなど市場ニーズに応じて生まれる**工業意匠（デザイン）の創作を知的財産として保護**します。
- 2 . 意匠の創作の奨励とは、物品の価値を意匠（デザイン）によって向上し、商品が流通させてよりよい生活をもたらす、さらに**社会に役立つ商品へとデザイン開発を促すこと**を意味します。
- 3 . 創造性豊かな意匠（デザイン）は見えない優れた技術を形に変えて還元し、社会生活に豊かさをもたらす、この循環によって**産業の発展をもたらすことを目的**としています。



**意匠制度が保護するもの**

# 意匠制度が保護する意匠 (1/2)

意匠法で保護する意匠は「**物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって視覚を通じて美感を起こさせるもの**」としています。

1. 意匠法で保護される意匠は**物品と認められるもの**であること。

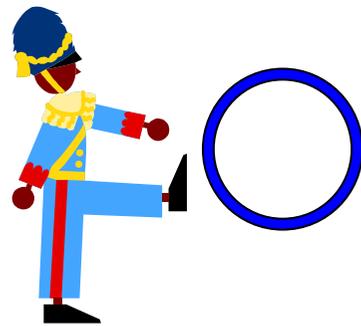


電話機

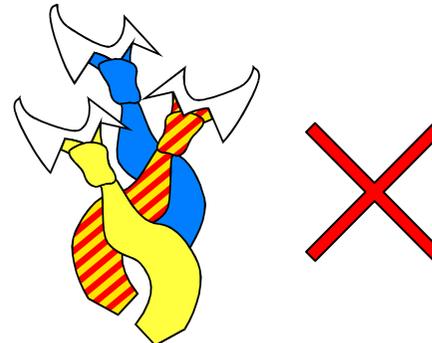


花火

2. 意匠法で保護される意匠は**物品自体の形態**であること。



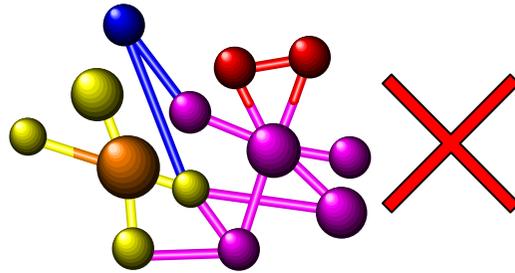
動くおもちゃ



ネクタイの結び目

## 意匠制度が保護する意匠 (2 / 2)

- 3 . 意匠法で保護される意匠は**視覚に訴えるもの**であること。



分子構造



紛状物の一つ一つの粒

- 4 . 意匠法で保護される意匠は**視覚を通じて美感を起こさせるもの**であること。

「視覚を通じて美感を起こさないもの」は、意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないものとしています。

人間の美に対する感覚は、**時代、民族、地域等**によって異なり、**環境や慣習**などによっても**人それぞれ**である。

意匠法上で求められる美感は**純粹に美のみを追求した高尚なもの**を指しているのではなく、**時代、民族、地域を声、個人を離れて共通する程度にとどまり、何らかの美感を起こすもの**であればよい。

# 意匠登録の要件 1

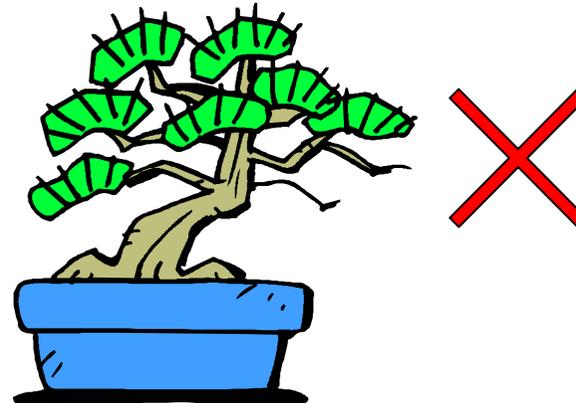
## 1. 工業上利用できること（工業上利用性）

「工業上利用することができる意匠」、すなわち、量産可能なものでなければなりません。したがって、純粹美術品（絵画、彫刻など）、自然物（盆栽や珊瑚そのもの）は意匠法上では工業的に量産できない「工業性のない意匠」とされ、保護の対象にはなりません。

< 工業性のない意匠の例 >



純粹美術の分野に属するもの



自然の生み出した造形美

# 意匠登録の要件 2

## 2 . 新規性があること

公然知られた意匠または刊行物などに記載された意匠は、**新規性のない意匠**として、登録を受けることができません。

また、公知となった意匠と**同一の意匠**だけでなく、**類似する意匠**も新規性がないとされます。



新規性を失う対象としてインターネットなどの公開も含まれます。

# 意匠登録の要件 3

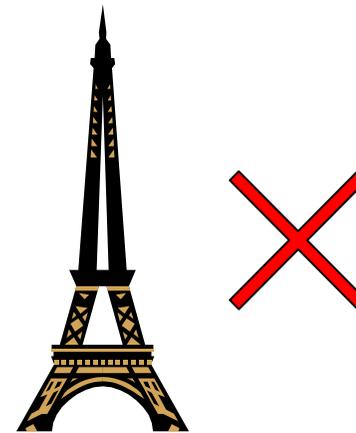
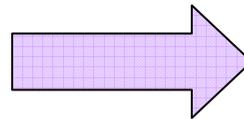
## 3 . 容易に創作できた意匠でないこと（創作非容易性）

新規な意匠であっても、**創作性が低いと判断される意匠は、意匠登録を受けることが出来ません**。創作性の低い意匠に対して排他的権利（意匠権）を与えることは社会の産業の発達に役に立たないばかりでなく却って妨げとなるためです。

< 創作性が低いとされる意匠の例 >



エッフェル塔



エッフェル塔の置物

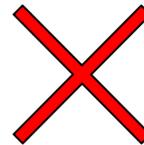
# 意匠登録の要件 4

## 4 . 公序良俗に反する意匠でないこと

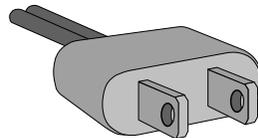
たとえば元首の像、国旗または皇室もしくは王室の紋章などを表したのものや、人の道徳観を不当に刺激し、しゅう恥、嫌悪の念を起こさせるものは、公益的理由から意匠登録を受けることができません。



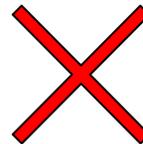
大統領の像をプリントしたシャツ



また、他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれのある意匠（例えば他人の著名な商標など）や物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠も意匠登録を受けることができません。



プラグの形状



# 意匠登録の要件 5

---

## 5 . その他の不登録事由

たとえ模倣でなくとも意匠登録を受けるためには、最先の出願である必要があります。

意匠権は1物品ごとに1つの権利が発生するため、意匠出願は1つの意匠に対して1つの出願でなければなりません。

さらに意匠出願は、経済産業省が定める「**物品の区分**」にしたがって出願する必要があります。



< 解説 >

左の図の3つの工具を1つの意匠とすることはできません。1つ1つの工具ごとに申請する必要があります。

# わが国の意匠制度の特徴

# 意匠制度の特徴 1

---

## 1 . 先願主義

- ・ 意匠登録を受けるには、**特許庁に意匠登録出願することが必要**となります。

この先願主義は、わが国の工業所有権法の特徴でもあり、特許法、実用新案法、意匠法、商標法に共通しています。

- ・ ほぼ世界各国同じ制度となっていますが、**米国のデザインパテントについては先発明主義を採用**しています。

### < 注意事項 >

著作権は文化庁が所管しており、創作した時点から権利が発生し、原則登録する必要はありません。



# 意匠制度の特徴 2

---

## 2 . 審査主義

- ・世界の意匠保護制度は、**審査主義**と**無審査寄託主義**に大別できます。

審査主義国 . . . . . 日本、米国、韓国など。

無審査寄託主義 . . 中国、フランス、ドイツ、イタリアなど。

- ・わが国の審査 . . . . . 工業上利用できるか  
美感を起こさせるか  
新規性があるか  
創作性があるか            などを判断。

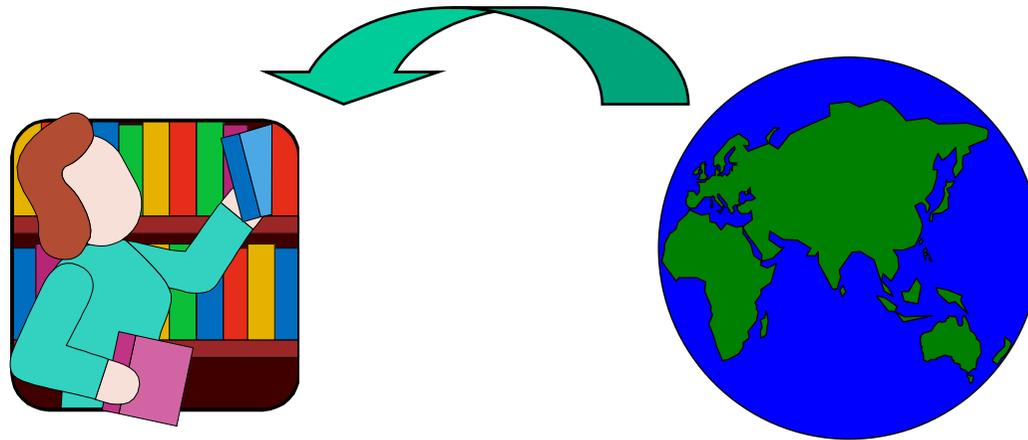


# 意匠制度の特徴 3

---

## 3 . 世界公知

- ・ 出願前に類似する意匠がないかどうか審査官が先行文献を調査して新規性を判断します。
  - ・ 調査の対象は世界中の文献（世界公知）であり、国内で刊行された資料だけでなく、海外の雑誌なども収集して新規性や創作非容易性を判断します。
- また、インターネットで公開されているものも対象となります。



# 意匠制度の特徴 4

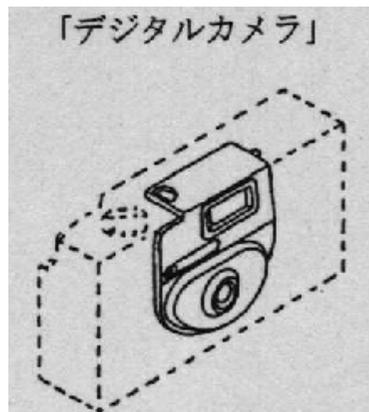
## 4 . 部分意匠

- ・ 1998年の意匠法改正で「物品の部分」が登録の対象になりました。

部分意匠は物品の一部に独創的な特徴があり、物品全体として出願するとその特徴部分の評価が埋没してしまうような場合に役立つ制度です。

以前：部品や付属品までが保護対象。

現在 ~~物品の全体~~ から物理的に切り離せない部分も保護対象。



### 解説

この例では、ファインダー付きレンズ部分を意匠登録を受けようとする部分としており、カメラ本体においてファインダー付きレンズ部をどこに配置するかで全体の意匠は変わりますが、特徴的な部分としてファインダー付きレンズ部を部分意匠として出願している例です。

# 意匠制度の特徴 5

---

## 5 . 組物の意匠

- ・原則、意匠出願は「一意匠一出願」であり、1物品ごとに出願しなければなりません。が、同時に使用される二以上の物品であって経済産業省令で定める56品目の意匠は、組物全体として統一があるときには、一意匠として意匠登録を受けることができます。

例... 一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット  
一組のオーディオセット  
など、定められた56品目

一組のオーディオセット

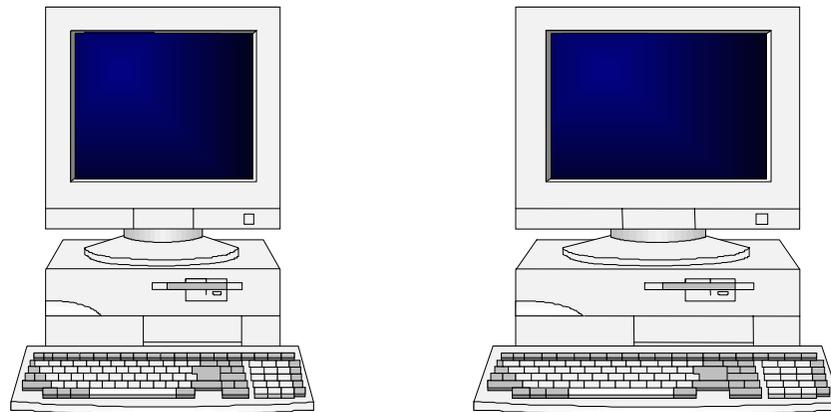


# 意匠制度の特徴 6

---

## 6 . 関連意匠

- ・ 同時期に創作された**多数のバリエーションの意匠について、同一出願人が同日に出願した場合には、登録を受けることができます。**
- ・ 類似する意匠のうち、出願人が指定した1つの意匠を「本意匠」として、  
、  
2以上の他の意匠を「関連意匠」として出願することができます。
- ・ 関連意匠として登録された意匠も、各々について独自に権利を行使することが可能です。



# 意匠制度の特徴 7

---

## 7 . 秘密意匠

- ・意匠（デザイン）は公表されると模倣されやすい性質を持ち合わせており、製品販売戦略上、発売日まで秘密にしておくことが要請されるデザインの意匠登録出願については、登録後最長3年を限度として、その意匠の内容を意匠公報に掲載せず、秘密にすることができます。
- ・この制度を利用する場合、出願と同時に、秘密にすることを請求する書面を提出することが必要です。

# 意匠制度の特徴 8

---

## 8 . 早期審査制度

- ・ 早期に権利化を必要とする出願を優先して審査する制度があります。
- ・ この制度を利用するには「**早期審査に関する事情説明書**」の提出が必要です。

対象：

出願した意匠の実施物が他人に模倣されているとき。

( 出願から登録までの間に、製品を販売した結果、他人の模倣品が出現した場合など。 )

出願の意匠の実施について第三者から警告を受けているとき。

実施の許諾を求められているとき。

外国にも出願した場合。

# 意匠制度の特徴 9

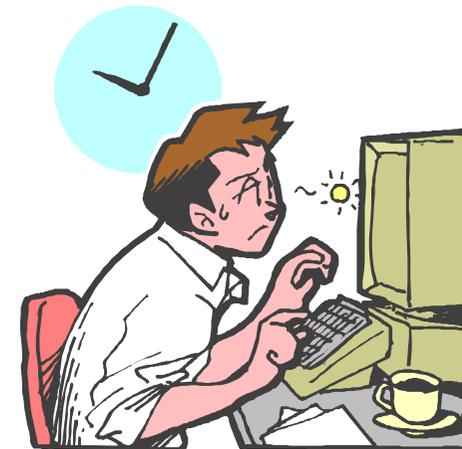
---

## 9 . 電子出願

- ・ 出願の方法には、 郵送、 窓口持参、 電子出願の方法があります。
- ・ **意匠登録出願は2000年1月から電子出願することができる**ようになり、現在出願の約90%が電子出願されています。

電子出願するためには、事前に特許庁に所定の手続きをし、パソコン出願ソフトを手に入れる必要があります。また、出願料等を予納することにより、パソコンからISDN回線を通じて出願することが可能。

(パソコン出願ソフトは特許庁への手続きを行う際に無償で配布しています。)



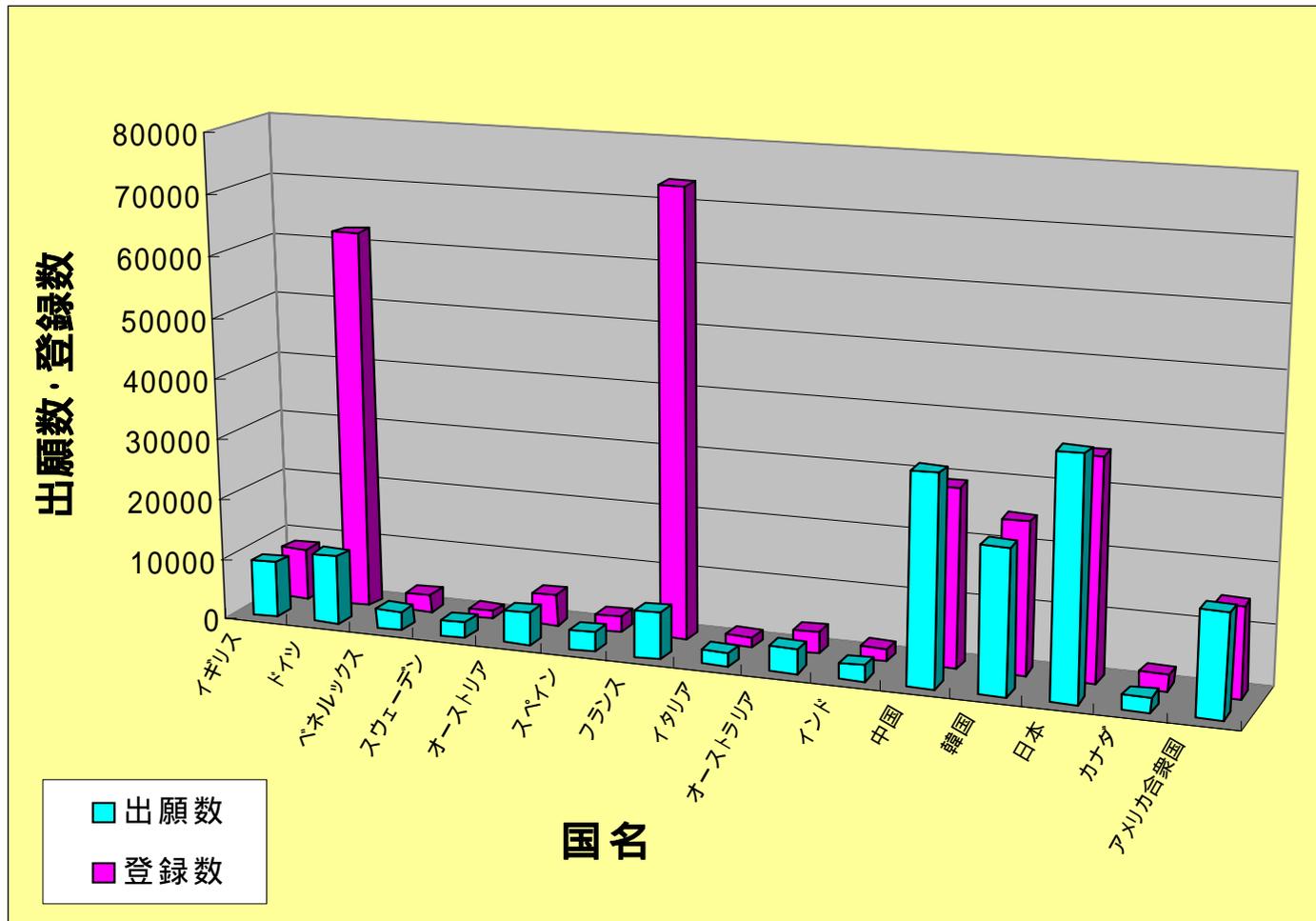
# 意匠制度の特徴 10

## 10 . 意匠公報のインターネット検索

- ・登録された意匠は意匠公報に掲載されます。
- ・意匠公報は、特許庁ホームページ内の特許電子図書館を利用してインターネットでこれまでに発行された全ての公報を参照することが可能。
- ・意匠公報は、意匠分類、登録日などを検索キーとして検索することが可能です。



# 主要国の意匠出願数と登録数



## 審査主義国

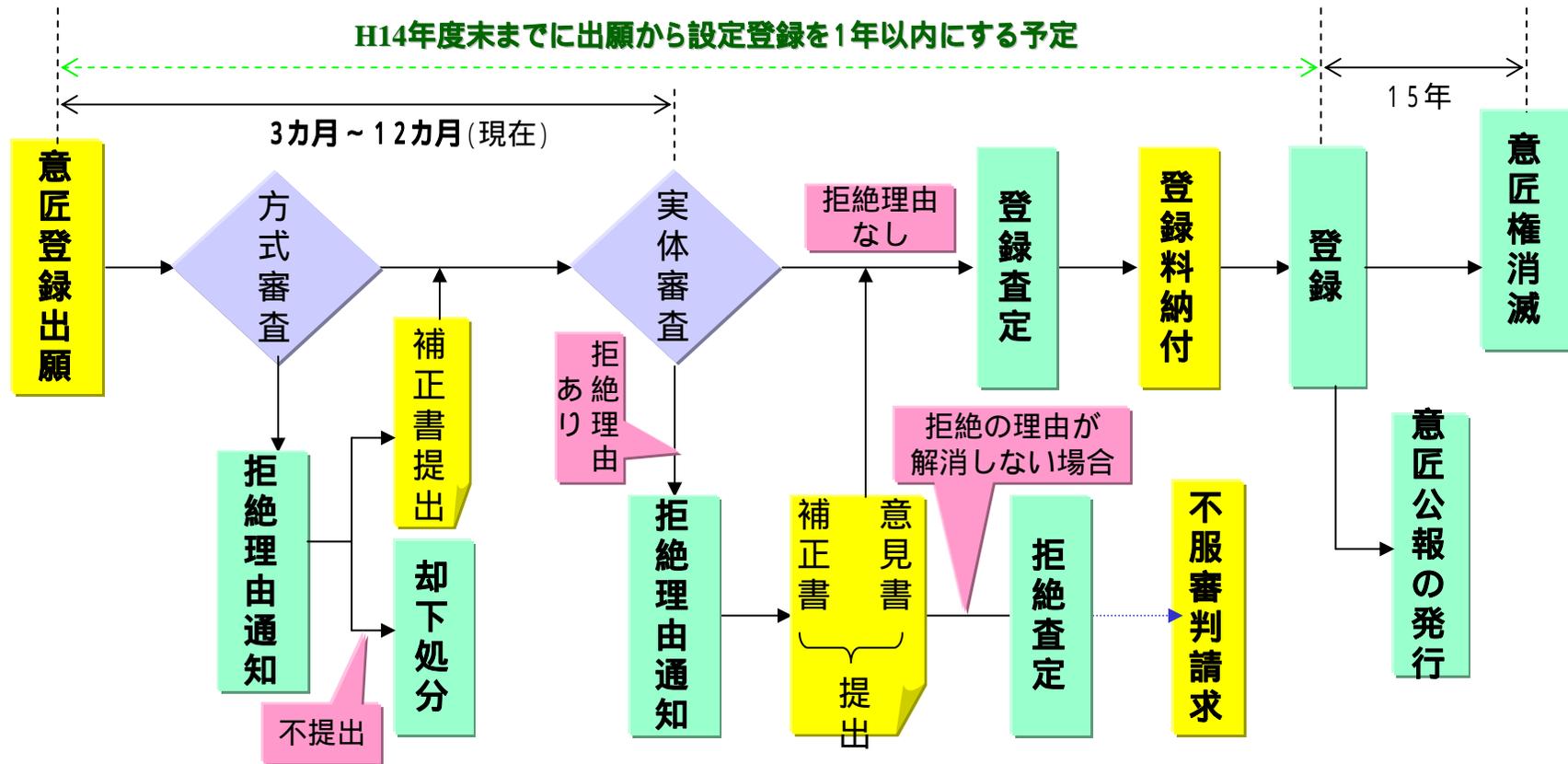
イギリス  
スウェーデン  
オーストラリア  
インド  
韓国  
日本  
カナダ  
アメリカ

## 無審査主義国

ドイツ  
ベネルックス  
オーストリア  
スペイン  
フランス  
イタリア  
中国

ドイツ、フランスは1つの出願に複数のデザインを包含できるため、登録意匠数が出願数を大きく上回る。

# 意匠出願の流れ



現在、意匠登録出願は分野にもよるが、半年から9カ月以内に審査着手され、1年以内には特許庁から拒絶理由通知や登録査定などの応答があります。

さらに権利の早期化を図り、平成14年度には出願から登録までを1年以内に行う計画でいます。

# 意匠と特許の関連性

ある創作をした場合に、**技術的側面は特許権により保護**しますが、形状など**デザインの側面については意匠権によって保護**することができ、1つの創作に特許権と意匠権が発生することがあります。下の図で特に「物の発明」については、特許だけでなく、意匠権によって形状を保護しておくことは非常に有効です。



斜視図



正面部分拡大参考図



意匠登録第1092356号  
自動車用タイヤ

(例)

タイヤの創作で、減りにくく、環境にやさしい材質を開発し、静かで排水性に優れた溝を創り出した場合、発明した材料は特許で保護しますが、タイヤの溝などは形状として意匠権で保護することも可能です。

意匠権は同一の形状だけでなく、類似する形状も保護の対象なので、このようなタイヤの創作の場合、溝など技術が形となっており、あらわれているものは意匠権で保護すると広く、強い権利となるので特許権だけでなく、意匠権による保護についても検討するとよいでしょう。

# 意匠制度はアイデアも守る

---

- ・ 特許を取得できる発明も何も目的や課題のないところからは出てこない。
- ・ 何か目的や効果をイメージし、研究や技術開発して発明になっていくことが多い。
- ・ このとき、物の発明では、形を想像すること、機能や外観をイメージし、いかにそれに近づけていくかを技術開発する。
- ・ アイデアとデザインは一体不可分の関係にあり、**機能は特許が外観は意匠**が保護することになる。
- ・ 意匠は外観が思い浮かんだ段階で出願して保護してもらうことができる。
- ・ この場合、特許より早く出願することができ、形を押さえておくことで少なくともその形と同一、類似する形の製品は誰も実施することができない。